

仕様書等に関する質問及び回答

賃貸借番号	5	件 名	庁内利用パソコン賃貸借及び保守契約
-------	---	-----	-------------------

担 当 （ 回 答 ） 課	企業局 下水道部 下水道企画建設課
---------------	-------------------

No.	質 問 事 項	回 答 事 項
1	P 5 1 2 物件の保守等について (3) 保守体制 「エ 障害発生の本市からの連絡後、概ね2時間以内に保守の対応（障害要因の切り分け等）ができること。」とありますが、障害発生連絡を受けてから、2時間以内に保守員が訪問する必要はございますでしょうか。 また、ハードウェアのオンサイト保守について、2時間以内での対応を想定されておられるでしょうか。	障害発生の本市からの連絡後、概ね2時間以内に保守要員の訪問又は保守要員との電話での保守の対応に着手することとします。 ただし、保守要員からの電話による指示のもとで、本市が対応できる障害であると本市が認めた場合は、保守要員が訪問する必要はありません。 また、ハードウェアのオンサイト保守については、保守要員による当日訪問対応とします。
2	P 5 1 2 物件の保守等について (3) 保守体制 「オ 保守受け付け時間帯は、平日の9時00分から18時00分までとする。ただし、作業にあたっては本市の指示に従うこと。」とありますが、作業は、平日18時以降（深夜含む）や休日での対応を想定されておりますでしょうか。	作業については、原則として平日の8時30分から17時15分までとしますが、突発緊急時や作業の遅延等の場合には協議するものとします。 なお、深夜及び休日の対応は想定していません。
3	P 6 1 2 物件の保守等について (6) 特記事項 「ク（前略）その場合は受注者の負担にてインターネット環境を確保すること。」とありますが、受注者が確保するインターネットへの接続は、携帯電話のテザリング機能の利用でもよろしいでしょうか。 また、ソフトウェアのライセンス認証等の作業は、日程調整後、後日での対応でも問題ございませんでしょうか。	インターネットへの接続は、携帯電話のテザリング機能又はモバイルWi-Fiルーターの利用もできるものとします。 ソフトウェアのライセンス認証等の作業は、ライセンス認証等が必要となった当日又は翌日（翌日が休日の場合は、直近の平日）に作業を行うこととしますが、技術上の問題でライセンス認証等の作業が遅れる場合は本市と協議のうえ後日での対応ができるものとします。 ただし、事前に本市にて対応が可能な定期的かつ軽易な作業であると本市が認めた作業であれば、あらかじめ受注者にて作業マニュアルを作成し、本市に提出のうえ、本市にてライセンス認証等の作業を行うことができるものとします。

4	(賃貸借料の請求) 第5条 乙は、甲に対し3か月ごとに賃貸借料の請求をするものとする。 とありますが、請求は月額リース料を、当該月の翌月以降において甲に請求し甲は、その請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする条項でもよろしいでしょうか。	請求方法については、現行の「3か月ごと」又は「当該月の翌日以降」いずれの条項でも問題はありません。 契約締結時に甲乙間で協議し、双方合意した条項にて契約することとします。
---	--	---